

東京大学大学院経済学研究科 学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員） 募集要項

本研究科において、学術専門職員を下記の要領で募集する。

1	職名及び人数	学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員） 若干名
2	契約期間	2024年8月1日～2025年3月31日
3	更新の有無	更新はしない
4	試用期間	採用された日から14日（給与・待遇に変わりはありません。）
5	就業場所	東京大学大学院経済学研究科 川口 大司研究室（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：原則同一部局内。必要に応じ在宅勤務を命じる場合があります。
6	業務内容	本研究科附属の政策評価研究教育センターにおいて実施している「税務データを中心とする自治体業務データの学術利用基盤整備と経済分析への活用」プロジェクトの運営・管理業務（※）。研究支援（RA）業務が中心になります。 ※例えば以下に関する業務の設計、チームメンバーへの作業指示、作業結果の確認。 ・自治体の業務データの匿名化・分析に関するコーディング（統計解析ソフトウェアは主にR） ・自治体向けの報告書資料の作成 ○希望がある場合、自治体業務データを利用した実証研究を進め、ご自身で論文を執筆することもできます。 ○当プロジェクト概要 <a href="https://web.iss.u-tokyo.ac.jp/jichitai_data/">https://web.iss.u-tokyo.ac.jp/jichitai_data/</a> 変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがあります。
7	就業日・就業時間 ・休憩時間	週3日程度（月、火、水、木、金曜日のうち3日程度） 1日7時間（9：00～17：00 ※12：00～13：00休憩） ※就業日及び就業時間は、週当たり10時間から35時間までの範囲で応相談。 ※ 繁忙期等には例外的に時間外労働を命じる場合があります。
8	休日	土・日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
9	休暇	年次有給休暇、特別休暇等
10	賃金等	時給2,500円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。 通勤手当（支給要件を満たした場合、原則55,000円／月まで）、超過勤務手当 東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程等の定めによります。
11	加入保険	法令の定めるところにより、健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
12	応募資格	・ 学士号及び業務を遂行するための最低限の日本語能力は必須。 ・ R言語に精通していることが望ましい。ただし、Rユーザーでなくとも、Python等のプログラミング言語に精通し、早期にRに習熟する意欲がある方は歓迎。 ・ プロジェクトの企画・運営、チームマネジメントの経験歓迎。 ・ 情報系、社会科学系の大学院生歓迎(学業との関係で就業時間の制限等あり)。
13	提出書類	(1) 履歴書（書式自由・英語可） 選考に関する連絡はすべてEメールで行うため、履歴書には連絡の取れるEメールアドレスを必ず記載してください。 (2) Rのサンプルコード(内容は自由、論文やレポート等のために作成したRのコード) EメールにてRのサンプルコードをお送りください。Rユーザーでない方は、利用可能なプログラミング言語を明記の上、最も習熟した言語のサンプルコード（処理プロセスの概要説明付き）をお送りください。

14	提出方法	<p>件名を「自治体プロジェクト学術専門職員応募書類送付」とし、応募書類を添付の上、以下のEメールアドレスまで送付してください。</p> <p>川口研究室 採用担当 fukuda-r@e.u-tokyo.ac.jp</p> <p>※ご応募後、2～3日以内にこちらから受領確認のメールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
15	応募締切	<p>2024年6月28日(金) 17:00 (日本時間) 必着</p> <p>書類選考のうえ、合格者に対し面接を実施</p>
16	問い合わせ先	<p>〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1</p> <p>東京大学大学院経済学研究科川口大司研究室 採用担当 fukuda-r@e.u-tokyo.ac.jp</p> <p>※Eメールによるお問い合わせのみ対応しております。</p>
17	募集者名称	国立大学法人東京大学
18	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
19	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</li> </ul>